

一般競争入札公告

沖縄県立博物館・美術館「美術館収蔵品目録」製作委託業務の契約の一般競争入札について、次のとおり公告する。

平成 30 年 2 月 2 日

沖縄県立博物館・美術館
館長 田名 真之

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 「美術館収蔵品目録」製作委託業務
- (2) 仕様書 別添のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日～平成 30 年 3 月 30 日

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録されているもので下記関係書類①を提出したもの、もしくは名簿に登録されていないが、下記関係書類①から③の提出及び当方の審査をもって入札参加資格があると認められたもの。

- ① 競争入札参加資格申請書（別紙様式 1）
 - ② 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類）
 - ③ 納税証明書
 - (ア) 国税の納税証明書（「納税証明書その 3 の 3」申請日より 3 ヶ月以内に交付されたもの）。法人以外の団体にあつては代表者の納税証明書。
 - (イ) 都道府県税の納税証明書（「全税目」申請日より 3 ヶ月以内に交付されたもの。直近 3 カ年分）。法人以外の団体にあつては代表者の納税証明書。
- (2) 過去 5 年以内に本件委託業務と同種・同規模の業務（美術館の収蔵品目録又は図録）を履行した実績を有することを証する書類及びその資料を提出できる者とする。

3. 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの。
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

4. 競争入札の公告期間・質問事項の受付期間

(1) 応募要領等の配布：沖縄県公式Webサイト

掲載期間：公告日から2月8日（木）

(2) 入札参加に係る質問事項の受付期間

平成30年2月6日（火）から2月8日（木）正午までに「様式7」にて下記宛てにFAXもしくはメールにて行うこととする。

FAX：098-941-3730

E-mail：shmzutst@pref.okinawa.lg.jp 美術館班 島筒（しまづつ） まで

回答は1回、説明会参加者全員に対して2月8日中にFAXもしくはメールにて行う。

なお、本事業の公募内容に関する説明会は実施しない。

5. 入札参加資格の申請方法

(1) 申請の方法

この広告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により（3）イに掲げる場所に提出し、入札参加の確認を受けるものとする。ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。

ア 競争入札参加資格申請書 ※2.(1)-① 【様式1】

(必要に応じ、(2)、(1)-②、③添付)

(2) 申請書等の入手方法 沖縄県公式Webサイト

(3) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成30年2月6日（火）から2月8日（木）9：00～11：30、13：00～16：00まで

イ 場所 〒900-0006 那覇市おもろまち3-1-1 沖縄県立博物館・美術館（美術館班）

(4) 入札参加資格の確認結果通知は、FAXもしくはメールにてご連絡いたします。

6. 入札参加資格の取り消し等

(1) 入札参加の資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加を取り消したときは、該当取り消しされた入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

7. 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の①又は②のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

① 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

② 過去2カ年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

(2) 入札保証金の納付方法

- ①入札保証金納付書発行依頼書を2月8日(木)16時までに当館に提出する。
- ②沖縄県が発行する「払込書」を当館で受け取り、払込書に記載されている金融機関で納付する。
- ③納付金融機関から受領書を受け取る。
- ④受領書の写しを入札前までに契約担当者へ提出すること。

(3) 入札保証金の還付

- ・落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を当館へ提出する。(約2週間後に指定された口座に振り込みます。)
 - ・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。
- ※入札保証金額が足りなかった場合、その入札は無効となる。
※落札した場合は、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

8. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年2月9日(金)15:00～
- (2) 場所 沖縄県立博物館・美術館 県民アトリエ

9. 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 連合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

10. 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる者とする。

11. 契約書

落札者と契約者を2通作成し、両方で保管する。

12. 契約保証金

(1) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- ② 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて履行したことを公共団体との契約実績一覧（別紙様式2）として提出した場合。

※ 契約保証金について（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

一部改正〔平成9年規則10号・12年154号・13年37号・16年32号〕

14. 入札・仕様書に関する問い合わせ先

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

電話番号：098-851-5402 FAX番号：098-941-3730

沖縄県立博物館・美術館

美術館班 担当 島筒 格（しまづつ ただし）

副担当 玉那覇 英人（たまなは・ひでと）